

令和7年7月25日

令和7年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月25日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第14号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和7年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は10番 桑内委員、12番 上田武志委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は7件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号87から93については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号87について、石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2番 議案第23号、受付番号87について代読いたします。
7月15日に久米委員と私で申請地に出向き、農地法第3条の規定による許可申請、有償移転の件について譲受人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
譲渡人が申請地を手放す理由として、当地を遊休農地にならないよう管理していたものの作付けは行っておらず、親類である譲受人と売買について話し合った結

果、本申請にいたったとのことでした。

申請地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。

譲受人は、野菜を栽培しており、今回の申請地と合わせると耕作面積は〇〇〇〇㎡になります。

申請地では里芋の作付けを行う予定とのことでした。

農業従事要件については、夫婦で年間200日ほど農業に従事しており、耕作規模に応じた農機具を所有しております。

以上のことから許可相当と考えますので審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号87について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号87は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号88について、石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第23号、受付番号88について代読いたします。

7月16日に久米委員と私で申請地に出向き、農地法第3条の規定による許可申請、無償移転の件について、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

譲渡人は現在、県外に居住しており、農地の管理が困難なことから譲受人に申請地を譲渡したいと申し出た結果、今回の無償移転の申請にいたったとのことでした。

申請地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。

譲受人は、水稻を中心に耕作しております。

農業従事要件について、夫婦で年間270日ほど農業に従事し、水稻栽培に必要なものを含め農業経営に必要な農機具をすべてそろえております。

以上のことから許可相当と考えますので審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号88について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号88は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号89から91については、一連の案件でありますので、一括して審議いたします。
石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に一括して現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号89から91については、一連の案件でありますので合わせて説明いたします。

7月15日に久米委員と私で譲受人である、〇〇氏と△△氏に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

受付番号89は、石井字石井〇〇〇番〇ほか2筆、登記現況とも田、合計2,576㎡の一団の農地です。

譲渡人□□氏と譲受人、〇〇氏との売買です。

申請地では、水稻を栽培予定とのことであります。

譲受人は大型農機具としてトラクターを所有しております。

田植、稲刈りについては、労力との兼ね合いから委託で行うとのことです。

自宅から農地までの距離は、約300m、譲受人の農作業歴は45年、農作業には譲受人本人が年間150日ほど従事します。

受付番号90は、石井字石井〇〇〇番〇ほか2筆、登記現況とも田、合計2,480㎡の一団の農地です。

譲渡人、〇〇氏と譲受人△△氏との売買です。

申請地では、水稻を栽培予定とのことであり、譲受人はこれに必要なトラクター、田植機、コンバイン等の農機具を所有しております。

自宅から農地までの距離は、約50m、譲受人の農作業歴は40年、農作業には譲受人本人が年間300日、子が70日ほど従事します。

受付番号89と90は、実質的には農地の交換で、農業経営の効率化のため〇〇氏は自作地の周辺に農地を集約し、△△氏は自宅周辺で農地を集約するとのことです。

なお、△△氏の夫、□□氏は体調上、農業経営にたずさわることができないた

め、実質的に耕作を行っている△△氏が農地を取得するとのことです。

受付番号91は、石井字石井〇〇〇番〇、登記現況とも田、1,489㎡です。
譲渡人〇〇氏と譲受人△△氏との売買です。

ここは、先ほどの申請地に隣接しており、一団の耕作地の追加となるものです。
耕作要件等に関しては、受付番号90と同じであります。

よって、受付番号89、90、91については、農地の状況や譲受人の耕作要件
から問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(4番、阿部委員挙手)

4 番 本申請は実質的に農地の交換とのことですが、なぜ〇〇氏と□□氏とで農地を交
換しなかったのですか。

交換なら譲渡にかかる税金はかからないのでないでしょうか。

農地法第3条申請で数千円など著しく低額で売買がされているケースがありま
す。これは、税務署から実質的には贈与であるとみなされるおそれがあります。

一連の申請で相当の地積が動きますが、この心配はないのでしょうか。

事務局 売買金額は、固定資産税評価額によるとのことです。

今回、税金がいくらかかかる見込みですが、このことについては関係者が承諾済
みとお聞きしております。

議 長 申請地の周辺は農地が広がっておりますので、通常の売買においても大きな金額
になることはないと考えられます。

また、□□氏の体調から、この方を農地取得者にすると問題が起こる可能性があ
るため、今後の農業経営を考えて△△氏が農地を取得することにしたそうです。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号受付番号89から91について原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号受付番号89から91は原案のとおり決定
いたしました。

議 長 続きまして、受付番号92について、藍畑字高畑東の担当であります10番、桑内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号92について説明いたします。

7月19日に廣瀬委員と綱木委員に申請地で、受任者である行政書士立ち会いのもと、現地確認と聞き取り調査をしていただきました。

譲受人は、申請地に隣接する農地を所有しております。

譲渡人が高齢になり農作業が困難になってきていたことから、農地の売買がまとまり本申請にいたったのとことです。

譲受人は年間330日農業に従事しており、トラクターや管理機などの農機具を所有しております。

以上のことから許可において問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号92について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号92は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号93について、浦庄字大万の担当であります3番、岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3番 議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号93について説明いたします。

7月17日に阿部委員と吉浦委員、私の3名で申請地に出向き、受任者である行政書士立ち会いのもと、現地確認と聞き取り調査をしていただきました。

申請地は浦庄字大万〇〇〇番〇、登記現況ともに田で1,738㎡、譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏です。

譲渡人が県外に居住し、耕作が困難なため売買するものです。

申請地は荒廃が進んだ農地でしたが、現在は耕うんされて作付け可能な状態に復元されております。

譲受人は現在農地を所有しておりませんが、申請地に隣接する住宅及び宅地とあわせて申請地を購入する計画で、本申請の許可をもって契約が成立するとのことです。

許可後は、申請者と妻で自家消費野菜を作付けする予定です。

農機具は管理機を所有し、トラクターは農業協同組合からリースするとのことです。

周辺地域に対して、農薬の使用方法等による耕作への影響はないとのことです。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
 発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか
 （7番、上田敏雄委員挙手）

7 番 譲受人は農作業の経験がありません。
 以前に類似案件で農地法第3条許可により農地を取得したものの、まだ耕作にかかってない方がおります。
 下限面積要件がなくなり農家でなくても農地を取得できるようになって、このようなケースが増えてくるのでないかと心配されます。
 代理人を通じて申請や現地確認が行われているため、委員がきちんと耕作するよう指導しても譲受人に十分伝わらず、とりあえず農地の状態で管理をしていれば十分であろうと思われるのかもしれませんが
 この申請だけでない課題と考えますがいかがでしょうか。

3 番 本申請の農地は引き取り手がいないため荒廃した状態にありました。
 申請地に隣接する住宅に越してこられるので、少なくとも以前よりは農地としての状態が改善すると見込まれます。

議 長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
 （8番、藤井会長職務代理挙手）

8 番 1, 000㎡未満なら農業初心者でも管理機などを使い自家消費野菜を栽培することは問題ないと思います。
 しかし、広い農地を取得した場合、農業経験が少ない方は耕作に対する見込みが

十分でなく、労力などの問題から将来的に十分管理ができなくなるおそれがあります。

議 長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
(13番、近久委員挙手)

13番 個人個人によって考えや状況が異なるため、難しい問題であると思います。
しかし、申請時点で耕作の意思がある以上、このまま耕作者がいない状態が放置されるよりは良いかもしれません。

議 長 将来的な農地の利用状況を許可申請時点で一律に判断することは困難でないでしょうか。

譲受人が耕作の意思を示し申請内容に問題がなければ、否定する方向で判断すると農地の担い手がいなくなるかもしれません。

私たちは、8月に農地パトロールを行いますので、耕作が十分に行われていない農地はきちんと把握して、事務局から指導をしていただきたいと思います。

議 長 ほかに発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号93について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号93は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号94から95については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号94について、浦庄字下浦の担当であります5番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第24号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号94について説明いたします。

7月17日に岩本委員、阿部委員と私の3名、事務局からは片岡主幹が出席し、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記は田、現況は休耕状態、195㎡です。なお申請地の一部は譲渡人の亡父の住宅に隣接しており、一部がその敷地として許可無く宅地に転用されておりました。このため始末書が添付されております。

譲受人は石井町の南東部に資材置場を有しておりますが、町内西部で事業が拡大しており、資材置場が不足することから本申請にいたったとのことです。

造成については、盛土は行わず整地して利用するとのことです。

雨水は地下浸透です。

なお、譲渡人の亡父が申請地西側の里道を占用しておりましたが、今後は境界を明示して、これを超えないように利用するとのことです。

このことは、片岡主幹が里道管理者である石井町建設課や行政書士と確認しております。

以上のことから許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号94の申請地は、令和6年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

申請地は休耕地ですが、一部は造成され違法転用状態であることから始末書が添付されております。

譲受人は、外構工事等の事業者で、工事の受注量が増大するため資材置場を確保する必要があることから本申請にいたったとのことです。

周囲は、南側は町道、東側が宅地、北側が用水です。

西側は里道で、申請者が相続する前に里道西側の農地の所有者と協議して、これを2分する形でコンクリート擁壁を境界としてしまったそうです。

コンクリート擁壁を設置したのは西側農地の所有者です。

里道を管理する建設課と協議した結果、境界杭を置いてロープを渡して境界を明示し、これを超えないよう事業を行います。

申請地へは南側町道から進入します。町道幅は約4mですが、大型車両は使用しないので支障はないとのことです。

造成は行わず、休耕地部分を含めて整地します。型枠や碎石を置くほか、廃材の仮

置き場とします。平面図では敷地いっぱい資材を置くように表示されておりましたが、隣地に影響が無いよう余裕をもって置くか、防除措置をとるとのことです。

このことは境界の件と併せて、工事完了後3年間は農業委員会が確認します。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

除草等の管理に努め、周辺農地等に影響は無く、万一被害が出た場合は譲受人が責任をもって解決することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号94について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号94は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号95について、高原字東高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第24号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号95について説明いたします。

7月16日に山口委員、上田敏雄委員と私の3名で、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記及び現況地目は田、481㎡です。

譲受人は、現在勤務地の一部で居住しておりますが、今後は子の勤務が多くなることから子がここで宿泊を行う必要が生じており、住居を移すため農家住宅を建て、農作業に力を入れていくとのことでした。

申請地の南側は町道、北側は県道、西側は宅地、東側は町有地です。

造成については、擁壁で囲い現地盤から山土で28cmします。

生活排水は、南側町道の側溝に流します。

転用に関して、万一被害が生じた場合は転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

徳島県に提出する都市計画適合証明書の写しが添付されております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号95の申請地は、県道沿いの農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地の外、北東にある宅地15.78㎡と西側の用悪水路9㎡を併せて、農家住宅敷地とします。敷地面積は合計505.78㎡です。

譲受人は、南側に町道を挟んで隣接する勤務地の一部を居宅としておりました。

しかし、子に事業を任せることが多くなり、居宅部分を滞在所とする必要が生じたとのことです。

また、譲受人も勤務のかたわら自作地を管理するため、申請地を売買して農家住宅を建設する計画となり、譲渡人との合意を得て本申請にいたったとのことです。

周囲は、南側が町道と一部が店舗、東側は里道をはさんで住宅、西側が店舗、北側は県道となっております。

造成については、新設コンクリート擁壁を設置し、南側町道に合わせて造成します。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

給水は町道内の給水管から引き込みます。

排水は浄化槽から町道側溝に流します。これは県道につながり、麻名用土地改良区及び建設課とは協議済とのことです。

周辺農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害等が生じた場合は転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見なし)

 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
 受付番号95について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号95は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については2件申請がありました。
 (議案書に基づいて内容を説明)
 受付番号96から97については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 それでは、受付番号96及び97については、同一の被相続人について兄弟で相続された一連の案件でありますので、一括して審議いたします。
 石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に一括して現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、受付番号96及び97について代読いたします。

 7月16日に久米委員と私の2名で、委任を受けた税理士立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

 受付番号96が兄、97が弟で、亡父の農地を分割して相続し、市街化区域内にある申請地の納税猶予を申請するものです。

 農地の所在等については、議案書のとおりです。

 兄は勤務の傍ら申請地で野菜を栽培し、直販所等に出荷しているとのこと。

 弟は主に水稻を栽培するとのこと。

 調査時に、それぞれの圃場で野菜、水稻が作付けされていることを確認しております。

 農機具については、兄が亡祖父の居住していた実家を農業用倉庫や農機具とともに相続しており、弟がこの農機具を使用することを同意しております。

以上、両申請とも今後、農業を続けられると見込まれますので、適格者証明の交付に問題はないと考えられます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号96及び97について、相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号96及び97は相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。
報告第14号、農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和7年7月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。